

令和6年度Uターン情報発信事業委託業務

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和6年度Uターン情報発信事業委託業務

(2) 事業の目的

UIターンの相談窓口である（一社）高知県UIターンサポートセンター（以下「センター」という。）の認知度の向上、並びに本県へのUターンの機運醸成及び行動喚起につなげることを目的に、Uターン候補者（県外在住の県出身者）及び県外に家族、友人等が在住している県内在住者をターゲットとして、本県へのUターンを促進するための広報を実施する。

(3) 事業内容

別添仕様書（案）のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

2 見積限度額

2,500千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度Uターン情報発信事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、別途「令和6年度Uターン情報発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」に定めます。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会（書面審査）を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進み、交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者、又は参加申し込み時に申請中であり、契約締結時までに登録が予定されている者であること
- (2) 過去5年以内に同種、類似業務の実績があること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること

- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

8 説明会

- (1) 日時

令和6年6月18日（火）14時から

- (2) 実施方法

Zoom を利用したオンライン開催とする。

※参加を希望する事業者は、説明会参加申込書（様式1）を令和6年6月17日（月）12時までに「17 問合せ先・提出先」へFAX又は電子メールで送信し、電話により着信を確認してください。

※ZoomのURLやミーティングID等は、別途、参加希望者にお知らせします。

9 質疑と回答

質疑は令和6年6月19日（水）17時まで（必着）に募集要領で別途定める様式により、持参又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）若しくはFAX、電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールにより質疑を行った事業者は、必ず電話で着信を確認してください。質疑と回答の内容は、センターのホームページに掲載します。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を予定している事業者は、募集要領で別途定める参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申し込みをしてください。申し込みにあたって提出する書類は次表のとおりとします。

〔提出書類及び提出部数等〕

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（募集要領で別途定める）	A 4 縦	1 部
2	組織概要書	A 4 縦	1 部
3	同種、類似業務の実績一覧表及びその内容の分かる資料	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書等の提出

- ア 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- イ 提出部数 1 部
- ウ 提出期限 令和6年6月27日（木）17時（必着）
- エ 提出先 〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番32号

こうち勤労センター5階

（一社）高知県UIターンサポートセンター TEL 088-855-6648

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年7月2日（火）までに申込者へ電子メールの送信等で通知します。

(3) 資格要件に満たなかった者に対する理由説明

- ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件に満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、センターに対して資格要件に満たなかったことについての説明を求めることができます。
- イ センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日か

ら起算して5日（土日祝日を除く。）以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度Uターン情報発信事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

12 審査

別途定める「令和6年度Uターン情報発信事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

13 審査結果

審査結果は、令和6年7月12日（金）（予定）までに全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果はセンターの情報公開規定に基づき対処するものとする。

一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程

https://iju-jinzai.kochi.jp/?page_id=156

14 日程

令和6年6月18日（火） 説明会

令和6年6月19日（水） 質疑書提出締め切り

令和6年6月27日（木） 参加申込及び資格確認書類提出締め切り

令和6年7月9日（火） 企画提案書の提出締め切り

令和6年7月11日（木） 審査委員会（書面審査）

令和6年7月12日（金） 審査結果通知

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写します。(センター内及び審査委員会での使用に限ります。)
- (3) 提出された企画提案書は、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとする。ただし、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同規程第4条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を記入のうえ、別紙様式4により提出すること。開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同規程に基づきセンターが客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後のセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、センター職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

17 問合せ先・提出先

(一社) 高知県UIターンサポートセンター

担当者 横山、岡崎

TEL 088-855-6648

FAX 088-855-7764

E-mail office@iju-jinzai.kochi.jp